

分会NEWSは福保労のホームページに掲載しています。スマホでも閲覧可能です。

「福保労 大阪」→ [検索](#)

☆ホームページ <http://www.ofhr.net>

〒543-0055

大阪市天王寺区悲田院町 8-12

国労近畿会館3階

TEL 06-6773-8441

FAX 06-6773-8292

E-mail fukuhoro@ofhr.net

法人の労働組合つぶし！ 大阪府労働委員会に申し立て！

度重なる「組合員への嫌がらせ・差別的取り扱い」

「団体交渉拒否・組合への支配介入」事件

救済を申し立て調査中

●労働委員会とは？

労働委員会は、国の法律である労働組合法に基づき、労働組合と使用者間の紛争解決や、労働者の団結権を守るために設置されています。労働委員会は、外部からの制約や干渉を受けない独立行政委員会です。「準司法機関」です。比較的最近では、大阪市職員の労働組合が、市長の組合に対する不当な行為について救済を申し立て、市長に対し労働委員会から改善命令が出ました。みなさんも、テレビのニュースなどで見たことがあるのではないのでしょうか？

労働組合と使用者の関係（労働関係）が正常であれば、労働問題は団体交渉と呼ばれる話し合いで解決していくことができますが、使用者が「労働組合を認めない」「不誠実な対応を繰り返す」ような姿勢では、様々なトラブルが生じることがあります。特に労働組合ができたばかりの時

は、労使間の基本的なルールについて使用者（法人）の理解が伴わず、ワンマンに振る舞う使用者が労働組合を毛嫌いするケースがあります。労使間で解決することができればいいのですが、困難な場合は第三者に入ってもらった方が、良い解決に向かうことが多いものです。そのため設置されたのが労働委員会です。

組合員への嫌がらせや差別的取り扱いについて

◎「平成28年（不）第6号 日本ヘレンケラー財団事件」

全国福祉保育労働組合大阪地方本部（以下、大阪地本）は、日本ヘレンケラー財団分会の北野氏に対する法人の不当な取り扱いについて、平成28年2月10日、大阪府労働委員会に不当労働行為救済申立書を提出しました。3月18日を皮切りに、現在も調査が進められています。

労働組合や労働組合員に対する差別的な取り扱い・嫌がらせは、「不当労働行為」と呼ばれ、労働組合法で禁じられています。北野氏への一連の差別的取り扱いは組織ぐるみで、非常に悪質です。

●架空の内規をでっち上げる法人

平成27年4月、法人は北野氏を相談室という名の太平敷地内の外れに配置転換し、たった一人で隔離しました。和泉市からの相談事業はすでに廃止されており、実態も予算もなく、仕事を与えられない日々が続きました。分会は大阪地本と共に、法人に対し再三にわたり抗議・是正を求めてきましたが、その後も不当な処遇は形を変えて続きました。そして！あろうことか法人は、北野氏を賞罰委員会にかけ処罰するという、信じられない事態を引き起こしました。北野氏は、賞罰委員会に大阪地本役員の同席を正式に委任し、

賞罰委員会に出向きましたが、法人は「賞罰委員会の内規がある」と言って、役員を拒否しました。みなさんは、「賞罰委員会の内規」って聞いたことがありますか？！

分会は、法人内の誰も知らないこの内規について、平成27年1月の団体交渉で法人側に尋ねました。事務局次長(当時)は、「賞罰委員会の内規は5条からなり、1条…、5条…」と、朗々と読み上げたのです。

ところがその後、この内規は存在しないことが発覚しました。法人は、賞罰委員会に大阪地本の役員を同席させたくないあまり、なんと！「架空の内規」をでっち上げたのです！

組合員を排除・弾圧するためには、嘘やでっち上げもいとわない。法人の異常な体質を象徴する出来事です。到底、正常な労使関係とは言えません。「福祉事業」の担い手として、あるまじき行為です。

組合員の処遇に関する重要案件に、**上部団体の役員が同席すること**は当然のことであり、拒否すること自体が「不当労働行為」です。

団体交渉の拒否や

組合への支配介入について

● 団体交渉って何？

福祉保育労・日本ヘレンケラー財団分会は、平成26年の2月に結成され、法人に結成通知を届け出ています。

労働組合と使用者(法人)は、「団体交渉(以下、団交)」という話し合いの場で、様々な労働条件・労働環境について協議し、決定していくものです。

みなさんはニュースや新聞記事で、「春闘」「ベースアップ」「妥結」といった言葉を聞いたことがあるのではないだろうか？春闘は、翌年度の定期昇給や賞与などの労働条件について、組合と使用者が話し合う「年度末の団交」のことです。団交は、毎年テレビや新聞で取り上げられるほど社会的なこと、その交渉が憲法や労働組合法に基づき正しく実施されることは、「正常な労使関係の証」であり、**労使双方にとって極めて重要なこと**なのです。

どんな大企業や団体も、労働組合から団交の申し入れがあると、

拒否することができません。

なぜなら、使用者が組合からの団交の申し入れに応じ、誠実に交渉を行って組合との合意を目指すことは、労働組合法に定められた「義務」だからです。

● 「交渉権」は労働組合にあり

労働者が団結し、労働問題について交渉をする権利「**団体交渉権**」は、労働組合だけがもつ権利です。日本国憲法第28条に定められた**労働者の権利であり、使用者に交渉権はありません。**

ところが法人は、「使用者に交渉権がある。」という意味不明の書面を送り付けてきたり、団交で同様の主張をして議事の進行を妨げたりと大変悪質です。当分会の団交では、当初から正常な話し合いが困難なため、分会役員のほかに地本の役員が出席していますが、この主張には驚くばかり！役員には、何十年と組合活動をしてきた実績のある人や、他の社会福祉法人の組合の分会長・書記長等が含まれており、**正常な労使関係の法人では有り得ない発言や有様に、**

みな唾然としています…。

日本ヘレンケラー財団の理事長や法人幹部は、使用者に憲法や各種労働法を上回る権限があると思っっているようで、正常な労使関係であれば当たり前のことがなかなか進まず、普通に協議の席を設けることすら困難な状況になりました。

団体交渉は、働く人の様々な労働条件等について、協議・決定していく最も重要な機関です。

● 法人から団交拒否の怪文書届く

法人は、団交において不誠実な対応を繰り返して、「**団交を拒否する**」というファックスや、**団交拒否を押し通す内容の怪文書**を送付して来るようになり…。

◎ 法人副理事長、事務局次長(当時)、施設長4名(当時)、社会保険労務士、いっせいに席を立ち団交拒否!!

平成28年1月29日、法人の団交出席者7名は、開始わずか15分程でいっせいに立ち上がり、**団体交渉を拒否**しました。

◎「平成28年(不)第19号
日本ヘレンケラー財団事件」

使用者(法人)が団交を拒否することは、労組法第7条違反です。平成28年5月11日、大阪地本は法人の団体交渉拒否および組合への支配介入について、**不当労働行為救済申立書を提出**しました。

●**ふたつの事件、併合となる**

大阪地本は、組合員への嫌がらせ等に関する第6号事件と、団体交渉の拒否等に関する第19号事件の併合を労働委員会に申し入れ、認められました。**ふたつの事件は同じ法人内の労働問題として、現在、調査が進められています。**



* **団体交渉等で取り扱ってきた問題概要** *

～ 当分会への

あたたかい御支援に感謝します～

争議支援

南大阪法律事務所

関西合同法律事務所 NEW!

女性共同法律事務所 NEW!

争議特別協力・活動支援

大阪労働組合総連合(大阪労連)

大阪労連阪南地区協議会

全労連和泉

全国金属情報機器労働組合大阪本部

国鉄労働組合大阪地区本部 NEW!

生協労連大阪府連合会 NEW!

自交総連大阪地方連合会 NEW!

化学一般関西地方本部 NEW!

大阪医療労働組合連合会 NEW!

和泉市職員労働組合 NEW!

争議・活動支援およびカンパ

全国福祉保育労働組合中央本部

同福保労大阪地方本部

同福保労大阪地本所属

66分会の組合員のみなさま

同福保労の全国の組合員のみなさま

特別活動支援

大阪地本特別執行委員

大阪福祉事業財団分会

いずみ野福祉分会

大阪府視覚障害者福祉協会分会

コスモス分会

- ・赤字と偽り突然中止した平成25年度の定期昇給を、従来通り遡及して行うこと。(遡及・説明なし。平成26年度以降、回復。)
- ・賞与の支給掛け月数を統一し、施設間格差をなくすこと。(未解決)
- ・給与規定通りに前歴加算・年齢加算が付与されていない職員の本給を訂正し、採用月に遡り差額分を全額支払うこと。(是正勧告・差額未払い賃金裁判にておおよそ解決。裁判で述べた全職員への説明や、該当者への謝罪はなし。)
- ・差額未払い賃金・サービス残業の遡及払いに伴う、社会保険料・所得税・市民税等の修正や届出に関する問題。(是正勧告から1年9ヶ月を経た平成28年7月までを要し解決。全職員に経過・詳細がわかる説明はなされず。)
- ・サービス残業の遡及払いについて全職員への明細書交付請求。交付しないまま「確認書」への署名・捺印させることに抗議・是正要求。(拒否、未解決)
- ・就業規則・給与規則の全職員配布と統一(未解決、不利益変更、改悪)
- ・パワーハラスメントや嫌がらせに関する適切な指導・改善(拒否、未解決)
- ・理事会議事録の提示(拒否、未解決)
- ・処遇改善金の全対象職員支給。(一時不当な支給回避も、昨年度著しい格差)
- ・人事異動の選考について、本人の生活実態を十分考慮し、本人との合意を前提とすること。(拒否、未解決)
- ・組合員への不当な配置転換・人事異動に関する抗議・撤廃要求。(労働委員会にて調査中)
- ・組合員への育児・介護休業法の適用拒否に関する抗議・是正要求。(同上)
- ・組合員への異常な勤務シフトについて抗議・是正要求。(同上)
- ・組合員への賞罰委員会に関する抗議・撤廃・謝罪要求。(同上)
- ・団体交渉拒否に関する抗議・是正要求。(同上)
- ・団交開催場所に関する要請・抗議・要求。(同上)
- ・組合員への個人情報漏えいでつち上げに関する抗議・謝罪要求。(同上)
- ・確認なく、全職員に疑惑をかけ混乱を招いたことへの謝罪要求。
- ・傷病手当の本人への不払いについて抗議・是正要求。(解決)
- ・福祉保育労春闘統一要求。(未解決)
- ・平成28年4月1日付け就業規則の改悪・不利益変更に関する抗議・要求。特に給与締日の変更に伴い4月給与がほとんど支払われない問題への抗議・提案。(拒否)

公正・適正な法人運営と、正常な労使関係による誠実な団体交渉が不可欠です。

福祉保育労の活動を「紹介」

福祉保育労は、1986年に全国
の福祉・保育の職場の労働組合
が結集して誕生しました。私たち
の先輩は、福祉の職場に「働く人
の最低条件である労働基準法」が
適用されなかった時代から、利用
者と利用者を支える職員の間から
しい暮らしを実現するため、「権利
としての福祉」を合言葉に、福祉
施策の充実を求めて活動してきま
した。そして、すべての人が安心
して人生を送ることが出来る社会
を目指し、社会保障の拡充や平和
への取り組みを行ってきました。

福祉や社会保障の原点は、日本
国憲法の原理である基本的人権の
保障にあり、憲法の第25条およ
び13条のもと、社会福祉法等の
各種法令や制度が定められていま
す。また、同じく基本的人権に基
づき、働く人の権利を保障する第
27条・第28条のもと、労働基
準法や労働組合法等の各種労働法
が定められています。

福祉制度の利用者やその職場で
働く職員の生活を改善・充実して
いくためには、関連する法律や制
度を、利用者や福祉労働者の生活
実態・労働環境・社会の変化等に

応じたものに改良し、困難な生活
状況や制度の矛盾を、安心して生
きる事ができるものへと発展させ
ていく必要があります。そんな

ことできるのかな…?と思われる
かもしれませんが、例えば現在ある
障害福祉の法律は、われらがヘ
レンケラー女史の来日も影響して、
戦後、民主主義となった日本で、
福祉事業の先人や障がい者の家族
の運動が大きくなるとなり、民
衆の力が原点となり創設されたも
のともいえます。

民主主義は、一方的に与えられ
るものではなく、すべての人が参
加し、社会をより良いものへと作
り上げていくものです。

近年、福祉を含む社会保障制度
は折々に改善されることが多く、
福祉保育労は大きな危機感をもつ
て、改善阻止の運動を展開してい
ます。利用者や福祉労働者の暮ら
しを守っていくために、全国の福
祉労働者や利用者・家族と手を繋
ぎ、国や行政・広く社会へと、理
解を広げる運動を行っています。

なお、これらの問題は福祉事業
全体に関わる問題であり、正常な
労使関係の法人では、労働組合と
法人が一丸となって、改善に向け
た取り組みを行っています。

♪主な活動(全国版)

・国会請願

社会福祉に関する法案を作成・審議・議
決する国会議員への請願・改善策の提示

・厚生労働省交渉

実質的に制度・施策を作成する各福祉種
別担当局や労基局の官僚に、直接、利用
者の生活状況や制度の矛盾・改善点、労
働実態や福祉事業者の問題点などを伝え
是正要求。各自治体に対しても実施。

・学習活動・組織強化

福祉労働や法律・施策の課題共有、障が
い・保育・高齢・児童養護・社協事業団
等の各種別や非正規部会等の活動・交流

・安全衛生・健康問題に関する取り組み

福祉職場の労働災害、長時間過密労働・
頸腕・腰痛等に関する調査・対策検討。

・各種調査・アンケートの実施や研究

福祉労働者の就労実態や生活状況等の統
計・研究・資料作成、法人財政分析など

・関連団体との連携・交流

国や行政機関への取り組み・各種署名活
動・学習会・各種社会運動・争議支援など
への相互協力、経営者団体との協力等

・障がい者労働組合の支援

障がいがある方の職場での不当な扱い等、
労働問題に関する支援。

・福祉保育労ワンコイン共済

営利を一切追求しない保険制度で給付が
充実。加入は500円から。インフルエ
ンザでの欠勤にも給付。

★ ご存じ? ヘレンケラー女史と労働運動 ★

今年の始めにNHKで、アメリカのグレートファミリーと呼ばれる巨大企業創業家
の歴史やその時代を、映像でたどる番組が放送されました。そのなかで、石油王・
ロックフェラーが数千人の労働者のストライキを武力で弾圧したことについて、ヘ
レンケラー女史が強く抗議したという、有名なエピソードが紹介されていました。

また、生涯独身だったヘレン女史ですが、若いころ結婚を約束していた人がいま
した。彼の名はピーター・フェーガン、ジャーナリストであり社会運動家です。結婚す
ることは叶いませんでしたが、ヘレン女史は一生、思いを寄せていたといわれてい
ます。

われらがヘレンケラー女史は、労働運動の良き・深き理解者でした。法人の強権的
で異常な労使関係を、ヘレン女史は今、何を思っで見つめておられるでしょうか…?



みんなで手をつなぎ、

力を合わせて

いきませんか?

加入・問い合わせ・相談等はお気軽に!